

# 採 択

		経済環境常任委員会	
令和8年5月29日受理		請 第 33 号	
件 名	「地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める意見書」の提出を求める請願		
紹介議員	提出者 住所 氏名		
藤 川 隆 夫 池 田 和 貴 南 部 隼 平			
<p>(要 旨)</p> <p>国民生活の安定の基礎を担っている地方消費者行政を安定的に推進させるため、国が地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）を継続、拡充するよう、国会及び政府に対して、恒久的な財源措置制度の創設と、その制度創設までの間の交付金に係る相当の予算措置を継続するよう等、意見書を提出されるよう請願する。</p> <p>(理 由)</p> <p>消費者被害・トラブル額は、令和6年の1年間で約9兆円に上り、近年、増加傾向にある。また、高齢者の特性として、本人が被害に気付かず相談しないということがあり、多くの消費者被害が潜在化している恐れがある。超高齢化やデジタル化の進展等により消費者を取り巻く取引環境が大きく変化している中、消費者被害はさらに拡大していくと思われる。</p> <p>これらの被害を防止・救済するためには、地方消費者行政の充実・強化が非常に重要である。令和6年度は熊本県消費生活センター及び県内14市の消費生活センターで約4.6億円の被害回復が実現しており、すべての市区町村で相談体制が充実・強化された場合、より多くの救済が可能となると考えられる。</p> <p>このような地方消費者行政の機能に対して、今般、消費者庁は、衆議院消費者特別委員会決議、骨太方針2025等を踏まえて交付金の見直しを図り、相談員の担い手確保のための計画的・効果的な取組等を支援し、消費者被害の未然防止・救済機能の維持・強化を図る（地方消費者行政のバージョンアップ）ことを明確に打ち出した。</p> <p>この令和8年度地方消費者行政強化交付金（以下「新たな交付金」という。）については、実質的に消費者生活相談員の人件費に活用できるものであり、大きく評価する。</p> <p>しかしながら、課題と懸念も存在する。令和8年2月に開催したシンポジウムにおいて、熊本県内の地方公共団体からは、新たな交付金制度を前向きに捉えているものの、現時点では相談員人件費への活用が明確化されていないとの報告があった。</p> <p>国においては、このような実情を理解し、新たな交付金について相当額の予算措置を継続すべきである。また、最終的には、国民生活の安定の基礎を担っている地方消費者行政を安定的に推進させるため、地方公共団体への国の恒久的な財源措置が必要である。</p> <p>住民一人ひとりの消費生活相談を、社会に対するパブリックコメントとして捉えて、社会の問題点を消費者の視点から改善することは、国民生活安定の基礎づくりに必要不可欠であり、国民生活の安定の基礎を担っている地方消費者行政を安定的に推進させるため、国会及び政府に対して地方自治法第99条により、「地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める意見書」を提出されるよう請願する。</p>			